

潮来市教育委員会 教育委員の紹介

教育委員は市の教育文化の発展・充実のため、子どもたちの教育環境の向上、社会教育やスポーツの振興を目指し活動を行っています。



飯島 耕作 委員
教育長職務代理者



小沼 由紀子 委員



飯田 三矢子 委員



塚本 健二郎 委員(新任)

【お問合せ】 学校教育課 ☎63-1111 内線361・362

児童手当制度のお知らせ

家庭の生活の安定、次世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として支給します。

<手当を受けられることができる方>

中学校卒業まで（15歳になって最初の3月31日まで）の児童を養育している方

▶支給額（1人あたり月額）

対象年齢	所得制限限度額 未満の方	所得制限限度額 以上の方
3歳未満（一律）	15,000円	5,000円（一律）
3歳～小学校 修了	10,000円 （第1、2子）	
	15,000円 （第3子以降）	
中学生（一律）	10,000円	

▶所得制限

扶養親族等の数	所得額	収入目安額
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

<手当を受け取るための手続き>

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、市町村の窓口で「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

【認定請求に必要な添付書類】

- ①請求者の印鑑（認印）
- ②請求者の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険以外の方）
- ③請求者本人名義の金融機関の振込口座が確認できるもの
- ④個人番号がわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード）



※このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、お問合せください。

※児童手当の認定については、請求者とその配偶者の両方の前年の所得を比較して審査します。

受給者は原則として所得の高い方となります。

児童手当は、受給資格があっても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388